

盛岡広域振興局長告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和元年7月26日

盛岡広域振興局長 石田知子

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町南日詰字箱清水3番、4番、5番、7番1、10番4、11番1及び452番並びにこれらの区域に介在する水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡紫波町日詰字下丸森9番地4 ウエノ不動産管理有限会社